明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

5　前項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度のうち次の各号に掲げる連結事業年度における同項の規定の適用については、同項の中小連結法人税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の試験研究費の額の合計額に、百分の十二に当該各号に定める割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）を乗じて計算した金額とする。

一　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える連結事業年度（当該中小連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零である連結事業年度並びに試験研究費割合が百分の十を超える連結事業年度を除く。）　当該増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合

二　試験研究費割合が百分の十を超える連結事業年度（当該中小連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零を超える連結事業年度で増減試験研究費割合が百分の九・四を超える連結事業年度を除く。）　百分の十二に控除割増率（当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

三　増減試験研究費割合が百分の九・四を超え、かつ、試験研究費割合が百分の十を超える連結事業年度（当該中小連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零である連結事業年度を除く。）　次に掲げる割合を合計した割合

イ　第一号に定める割合

ロ　イに掲げる割合に前号に規定する控除割増率を乗じて計算した割合

ハ　前号に定める割合

6　第四項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度のうち次の各号に掲げる連結事業年度における同項の規定の適用については、同項の中小連結法人控除上限額は、同項の規定にかかわらず、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十五に相当する金額に当該各号に定める金額（第一号及び第三号に掲げる連結事業年度のいずれにも該当する連結事業年度にあつては第一号及び第三号に定める金額の合計額とし、第二号及び第三号に掲げる連結事業年度のいずれにも該当する連結事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。）を加算した金額とする。

一　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える連結事業年度（第四項に規定する中小連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零である連結事業年度を除く。）　当該調整前連結税額の百分の十に相当する金額

二　試験研究費割合が百分の十を超える連結事業年度（前号に掲げる連結事業年度を除く。）　当該調整前連結税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

三　基準年度比売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、第四項に規定する中小連結親法人及びその各連結子法人の試験研究費の額の合計額が当該中小連結親法人及びその各連結子法人の基準年度試験研究費の額の合計額を超える連結事業年度　当該調整前連結税額の百分の五に相当する金額

第六十八条の九第七項中「当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額」を「特別試験研究費の額」に改め、同項第一号中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同項第二号中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「もの」の下に「又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うもの」を加え、同項第三号中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同条第八項第一号を次のように改める。

一　試験研究費の額　次に掲げる金額の合計額（当該金額に係る費用に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

イ　次に掲げる費用の額（法人税法第二十二条第三項第一号に掲げる額に該当するものを除く。）で各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの

(1)　製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うものに限る。）のために要する費用（研究開発費として損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）をした金額のうち、ロに規定する固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額又はロに規定する繰延資産となる費用の額がある場合における当該固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失を除く。(2)において同じ。）で政令で定めるもの

(2)　対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定める試験研究のために要する費用で政令で定めるもの

ロ　イ(1)又は(2)に掲げる費用の額で各連結事業年度において研究開発費として損金経理をした金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産（事業の用に供する時においてイ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究の用に供する固定資産を除く。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産（イ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除く。）となる費用の額

第六十八条の九第八項第二号イ中「、次条第二項」及び「、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」を削り、「第六十八条の十五の六」に、「の規定」を「並びに第六十八条の十五の七第四項から第六項までの規定」に改め、同項第三号中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同項第四号中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「の第四十二条の四第八項第一号に規定する」に、「には当該」を「にはこれらの」に改め、同項第五号中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同号の次に次の二号を加える。

五の二　基準年度比売上金額減少割合　第一項又は第四項に規定する連結親法人及びその各連結子法人の適用年度の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の基準連結事業年度等（令和二年二月一日前に最後に終了した連結事業年度（同日前に最後に終了した当該連結親法人又はその連結子法人の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の売上金額（当該基準連結事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該売上金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該基準連結事業年度等の月数で除して計算した金額）の合計額に満たない場合のその満たない部分の金額の当該合計額に対する割合（当該合計額が零である場合には、零）をいう。

五の三　基準年度試験研究費の額　連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、基準連結事業年度等の試験研究費の額（当該基準連結事業年度等が連結事業年度に該当しない場合には当該基準連結事業年度等の第四十二条の四第八項第一号に規定する試験研究費の額とし、当該基準連結事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合にはこれらの試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該基準連結事業年度等の月数で除して計算した金額とする。）をいう。

第六十八条の九第八項第九号中「（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）」を削り、同条第十一項中「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「試験研究費の額並びに基準連結事業年度等の売上金額及び」に改める。